

## 「振り込め詐欺被害者救済法」施行に伴う対応について

- 平成 20 年 6 月 21 日に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払い等に関する法律（振り込め詐欺被害者救済法）」が施行されました。  
この法律は、振り込め詐欺等の犯罪に利用された口座を凍結し、残っている犯罪被害資金を被害者の方に返却する手続きを定めたものです。
- 当組合におきましても、以下の窓口にて、この法律に基づいた対応を行ってまいります。

◎ J Aみくまの 金融部

0 7 3 5 ( 5 2 ) 5 8 0 7

(受付時間) 平日 月曜日～金曜日 (休業日を除く) 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

- 資金返還の対象となる口座は、インターネット上の預金保険機構のホームページにて順次広告されます。預金保険機構の公告関係ページアドレスは以下の通りです。

<http://furikomesagi.dic.go.jp>